

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	火葬場の使用許可		
根拠例規及び条項	多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例(昭和 39 年条例第 12 号)第 4 条		
所 管 部 課 名	環境文化部 環境課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—	
	基 準	墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年厚生省令第 24 号）第 1 条の規定による申請書の提出による。	
	設定年月日	平成 16 年 3 月 18 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 20 分程度（注：休日は含まない。）	
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分期間 20 分程度	
	設定年月日	平成 16 年 3 月 18 日	最終変更年月日
備 考			